

軽自動車税(種別割)に関するお知らせ

グリーン化特例による軽減について

令和7年度軽自動車税(種別割)について、排出ガス性能と燃費性能の優れた軽自動車は、軽自動車税(種別割)が軽減されるグリーン化特例(軽課)が適用されます。対象となる車両は、ナンバー登録をした翌年度に限り軽自動車税(種別割)が軽減されます。詳細は表をご覧ください。



☎581・2121内線154・156
☎581・2121内線154・156

農耕トラクター等の小型特殊自動車にはナンバー登録が必要です

乗用装置がある農耕作業車(トラクター、コンバイン等)、フォークリフトなどの小型特殊自動車を所有している場合(現在使用していない場合も含む)は、公道走行の有無に関わらず、ナンバー登録が必要であり、課税対象となります。ナンバー登録が済んでいない車両を所有している方は、車台番号等が分かる書類(販売証明書、譲渡証明書等)、届出者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)を持参し、税務課で登録をお願いします。

車種区分	税率(年税額)				
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までに最初の新規検査(ナンバー登録)をした車両				
	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 ※1	乗用・営業用 令和2年度燃費 基準 〔かつ 令和12年度燃費 基準90%達成車 ※2〕	乗用・営業用 令和2年度燃費 基準 〔かつ 令和12年度燃費 基準70%達成車 ※2〕		
	75%軽減	50%軽減	25%軽減		
軽自動車	三輪	1,000円	2,000円	3,000円	
	乗用 四輪以上	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	適用なし	適用なし
	貨物	営業用	1,000円	適用なし	適用なし
自家用		1,300円	適用なし	適用なし	

※1平成21年排出ガス基準10%低減または平成30年排出ガス規制適合
※2ガソリン車・ハイブリッド車で、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)、または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限りです。
(注)最初のナンバー登録(初度検査年月)が平成24年3月以前の車両については、重課税率が適用されます。

募集します! 寄居町都市計画審議会委員

町では、町政に町民の皆さんの多様な意見を反映させるため、町民代表の委員を募集します。これからの寄居町を担う若い世代の方もぜひ応募ください。

- ▼応募資格/応募日現在、満20歳以上の町内在住の方で、町のほかの審議会や委員会等の公募による委員になっていない方
- ▼募集人数/2人
- ▼任期/2年(令和7年5月15日~令和9年5月14日)
- ▼会議/年2回程度(平日の日中に開催、各回2時間程度)
- ▼報酬/町の規定に基づき支給
- ▼応募方法/都市計画課、総合案内で配布する応募用紙に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに郵送、ファクス、Eメール、持参のいずれかの方法で都市計画課へ提出してください。Eメールの件名は「応募 都市計画審議会委員」としてください。なお、応募用紙は町公式ホームページからも取得できます。

▼添付書類/「寄居町のまちづくり」や「都市計画」をテーマとした意見、考えをまとめたもの(800字以内とし、手書きの場合は400字詰め原稿用紙2枚以内、パソコンで作成する場合はA4判1枚で印刷できる設定)。Eメールに添付する場合はワード形式のファイルとしてください。

- ▼募集期間/3月14日(金)~4月14日(月) ※持参の場合、開庁時にお持ちください。 ※郵送の場合、4月14日消印有効 ※ファクス・Eメールの場合、4月14日送信日有効
- ▼選考方法/応募理由・作文から推量される考え方や、性別・年齢・地区などのバランスを考慮し、審査により決定します。
- ▼選考結果/応募者全員に文書で通知します。
- ▼提出先・問い合わせ 都市計画課
〒369-1292住所記載不要
☎581・2121内線241
☎581・1173
✉toshiikei@town.yori.saitama.jp

寄居町都市計画審議会とは

都市計画審議会は、町長の諮問に応じ、道路、公園、下水道などのまちの基盤となる都市施設の配置や、区画整理や大規模な開発に関連する内容を調査・審議する機関です。令和5年度には「寄居町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、今年度は「寄居町都市計画下水道の変更」について審議しました。必要に応じて現地視察なども行います。

年金持報

年金についての情報を毎月お届け!

今月は「あなたの疑問にお答えします!」

Q: 国民年金のメリットは?

A: 国民年金に加入すると主に3つのメリットがあります。

- ① 老後を支える 終身保障 原則65歳から一生涯にわたって老齢年金を受け取れます。年金額は納付した保険料に応じて増加します。
- ② 不測の事態に 備える保険 老齢年金のほかに、病気等で生活や仕事に制限された場合の障害年金や、家族が亡くなった場合の遺族年金があります。
- ③ 税金の負担軽減 納付した保険料の全額が「社会保険料控除」の対象となり、所得税や住民税の負担が軽減されます。

※年金の受け取りには保険料の納付等の要件があります。詳しくはねんきんダイヤルへお問い合わせください。ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165(ナビダイヤル) 050で始まる電話等ナビダイヤルを利用いただけない場合 ☎03・6700・1165

Q: マイナンバーカードを使って電子申請ができる年金の手続きは?

A: 次の申請等が対象です。インターネットを利用して、いつでも、どこでも手続きができます。

国民年金加入等の手続き

国民年金資格取得届の申請、付加保険料に関する申請、産前産後免除の申請、国民年金保険料免除納付猶予の申請、国民年金保険料学生納付特例の申請、口座振替納付に関する申請

年金等の受け取り手続き

老齢年金の請求、年金生活者支援給付金の請求、年金受取機関変更届の申請、公的年金等の扶養親族等の申告

年金関係通知のマイナポータル受け取り手続き

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の受け取り申請、公的年金等の源泉徴収票の受け取り申請
※電子申請の利用方法については、日本年金機構ホームページで動画を公開しています。

☎熊谷年金事務所 (☎522・5012)、町民課 (☎581・2121内線111・112)
※問い合わせの際は、基礎年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。



日本年金機構ホームページ

気になる数字

141億
1,187万
9,000円

2月25日開会の寄居町議会に上程した令和7年度一般会計当初予算は141億1187万9000円。3月11日から13日までの3日間、議会においてご審議いただきます。

過去3年間の予算額を見ますと、令和5年度が128億円、令和6年度が134億円、そして令和7年度が141億円と近年の物価高や経済の拡大を反映して毎年5パーセント前後の伸びとなっています。

令和7年度予算につきましても、町長就任時に掲げた①「少子化対策の充実・強化」、②「地域内経済循環の促進」、③「教育施策の充実・強化」、④「健康長寿事業の積極的展開」を重点施策として取り組んでまいります。また、具体的な効果、成果の上がっている「移動販売事業」や「空き家対策事業」、「協働の道づくり事業」や「AR・VR活用による集客増進」

も引き続き強化してまいります。もうひとつ、令和7年度予算の大きな特徴は合併70周年記念事業!! 1年間を通して20事業を展開し、70周年を町民の皆様とともに楽しく祝う記念の年にしてまいります。

物価が上がりに、賃金も上がる今、もはやデフレと感じている人はいないと思います。30年間続いていたデフレ時代と大きく変わり、世の中は明らかに新たな成長局面に入っています。

これからの時代を拓くキーワードは「明るく、楽しくチャレンジ!!」追い風を推進力に、向かい風を揚力に変えて寄居町の発展を期してまいります。

「可能性無限大」の寄居町を「笑顔で満タン」にするために。



寄居町長 峯岸克明